

第7回 食の安全・安心の確保に関する条例検討会 議事概要

H 2 0 . 2 . 2 1

13:30 ~ 15:30

於：601特別委員会室

出席者

検討会委員：日沖正信座長、前野和美副座長、藤田宜三委員、中村勝委員、舟橋裕幸委員、小林正人委員、中川正美委員、末松則子委員、真弓俊郎委員、奥野英介委員、今井智広委員

意見聴取団体：三重県消費者団体連絡協議会、三重県製麺協同組合、三重県食品衛生協会、三重県生活協同組合連合会、生活協同組合コープみえ

事務局：大森政策法務監、畑中主幹、早川主事、水谷主事

日沖座長 それでは時間になりましたので、第7回の検討会を開催させていただきます。委員の皆さんには何かと議会も開会されまして、スケジュール過密の中お世話までございます。今日のご協力いただいております団体からの意見聴取会ということでございますので、よろしくご協力の程お願いいたします。

本日は、公表いたしました三重県食の安全・安心の確保に関する条例骨子案に対する関係者の皆様からの意見の聴取を行います。今回の条例骨子案につきましては、広く県民の皆様からご意見をいただくパブリックコメントを去る1月31日から今月2月末までの間、実施いたしておりますが、これとは別に食品を消費する立場、生産製造する立場、販売する立場及びこれらと密接な関係にある立場にあると考えられる皆様に意見表明の機会をご案内いたしましたところ、11団体から意見を表明したいとのご返事を賜っております。

このため、今日明日2日間にわたりますけれども、本日は三重県消費者団体連絡協議会、三重県製麺協同組合、三重県食品衛生協会及び三重県生活協同組合連合会と生活協同組合コープみえの5団体を代表される方々にご出席をいただき、それぞれご意見を表明いただくことといたしております。

関係者の皆様からのご意見をお聴きする前に、委員各位に進め方について申し上げさせていただきます。意見の表明は個別に団体様に入れ替わって行っていただきますので、意見表明は30分以内といたします。その時間内に意見の発表をいただき、意見に関して確認等を行う必要があると委員が判断する場合には補充質問をしていただきますが、それも含めて本日幾つかの団体さんがございますので、30分以内とさせていただきます。

なお、いただいたご意見に対する議会としての見解、考えは、後日パブリックコメントでの意見と一括してお示しすることといたしますので、ご了解をお願いいたします。

1 三重県消費者団体連絡協議会

日沖座長 それでは、最初の意見表明はもうお入りをいただいておりますけれども、

三重県消費者団体連絡協議会様でございますので、よろしくお願いいたしたいと思いをします。

制限時間は30分となっております、その時間内に意見表明と委員からの質問へのお答えをお願いいたします。

なお、当方に対する質問につきましては今条例案を検討中でございますので、この場での明確なお答えというのは控えさせていただきまして、これも先程委員に対して申し上げましたのと同様でございますけれども、後日ご意見に対する議会としての考え方とあわせてホームページ上でご説明することになりますので、その点はどうかひとつご了承を願いたいと思いをします。

ただ、委員からのお問い合わせなりさせていただいたときに、現段階での簡単なお互いの見解なりということはあるかわかりませんが、明確なお答えというものはこれからの経過の中で、またさせていただいてまいりますので、今日のご意見を聞かせていただいているということでございますので、よろしくお願いいたします。

三重県消費者団体連絡協議会（以下「協議会」という。） 三重県消費者団体連絡協議会の植村と申します。いつもお世話になっております。

今日は機会を設けていただきましたけれども、なかなかこの骨子案も細かく書かれてありまして、読ませていただきましたんですけども、やはり最終的には県民の皆様にも分かりやすいように私は書いてつくっていただいた方がいいかなというふうに思いをします。私ずばっと言わせてもらってありますけれども、ちょっとくどいような感じがいたしましたものですから、もう少し皆さんに分かりやすい書き方でご検討を願えたらなというふうに感じましたものから、ちょっと私もここに書かせていただいたわけでございます。

それと、骨子案にはないんですけども、やはりこの行政処分とか罰則、これがもう全然表に出てきていないということで、事業者の方は周知されているんだと思いをしますが、中にはこういうことを知らなかったという、今回の色々な小さい表示制度でも知らなかったという業者もおりますことですから、やはりこういう罰則って、この私の書かせていただきました罰則はすごく本当に大変な罰則でございますけれども、こういうものも、やはり県民の方にもこういう場合はこうだよということの知らしめということも大事だし、勿論再度事業者の方々にも、これは勿論法律でございますけれども、こういう罰則があるんですよということを知らしめていただきたいなというふうに私は願うわけでございますので、そのところご検討願いたいと思いをします。以上でございます。

日沖座長 ありがとうございます。続いて、願います。

協議会 消費者団体連絡協議会の会計をさせてもらっております太田と申します。どうぞよろしく願います。

今日はこの骨子案を読ませていただきまして、難しいところはわからないんですけども、消費者に関係するところだけ読ませていただきまして、そのものに

については分かりやすいし、賛成です。

それで、自分でちょっと感じたことを書かさせてもらったんですけども、番の6というところ、県民の役割というところで、一番上、「県民は、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるよう努めるものとする」と書いてあるんですけども、そのときに一般の消費者というのは案外勉強不足というのか、分からないことが多いんですけども、消費生活室で今までしています「くらしの講座」というのがあるんです。5月から11月まで6回ぐらいあるんですけども、それ今年がありましたかどうか私は知らないんですけども、そんなので、また勉強してもらおうといいなと思ってそれを書かせていただきました。

それから、8番の年次報告ということで、一番最後のほうに公表しなければならないというところがあるんですけども、これを公表してもらうのに、今はホームページとか何かで見てくださいますと言われることが多いんですけども、県政だよりなどで公表してほしいと思います。

それから、の1になります。3番ですけども、調査研究の推進というところで、ちょっと中頃、「必要な調査及び研究を行うとともに」と書いてあるところです。調査というのは、私たち消費者団体に入っていますので、可能でしたら調査も自分たちでできるから、また県のほうで言っていただければできるかなと思って書かせてもらいました。

それから、4番の人材の育成というところで、次に専門的な知識を有する人材を育成するというところで、各地域で指導者になるような人を養成してほしいと思うんです。それは、自分たちは町にいますんですけども、町で消費生活なんかの相談を受けたときに、全部県のほうに、分からないから電話番号を教えて、そこでしてもらおうようにするというのを聞きましたので、もしその小さな地域でも一人でも相談できるような人があればいいなと思って書かせていただきました。

それから、6番の適正表示の推進ということで、監視及び指導を行うとともに食品等の表示に係る制度の普及啓発というところで、県でやっていると思うんですけども、食品表示ウォッチャーというのがあるんですけども、三重県は60何名か、70名近くでやっていると思うんですけども、それをもう少し人数を倍ぐらいもっと増やして、もっと監視してもらって、私も食品表示ウォッチャーというのをしたことがあるんですけども、していると、スーパーに買い物に行っても、一生懸命表示を見ようという気になります。表示ウォッチャーの人数を増やしてもらったらと思います。

それから、8番の認証制度というところで、県産食品の認証制度を積極的に推進ということがあるんですけども、三重ブランドというのをこの頃よく見るんですけども、その三重ブランドという認証を多くしてもらって安心できるようにしてほしいと思います。

それから、二番の1番で相互理解の推進等ということで、意見交換、相互交流の機会の確保というところがあるんですけども、生産農家の方たちの取組ということを経営者はもっと聞きたいので、今日も松阪のほうで畜産組合をしている人たちの話し合いがあるんですけども、そんな話を、畜産とか野菜の生産農家の人に消費者は聞きたいと思います。そんなものをもっと多くしてほしいと思っ

ております。一応取りとめのないことですが、自分で感じたことだけ報告させていただきました。どうもありがとうございます。

日沖座長 他に何か添えておいていただくべきようなことはございませんか。よろしいですか。

協議会 はい。

日沖座長 それでは、各委員の方から今頂戴いたしましたご意見に対して確認なり、またお尋ねされたいことなりございましたら、順次お願いいたします。どうですか。

植村様から頂戴いたしました中に、骨子案での罰則の扱いについてのご意見を頂戴しているわけなんですけれども、我々も条例ということでございますので、色々勉強もさせていただきながら、また、色々な他の都道府県の例も参考にさせていただいて、調査しながらやっておりますけれども、この罰則というものについて、まず一つここにも書いていただいたように食品衛生法なりJAS法で上位法で規定をされている罰則については、我々が今つくろうとしている県条例のような中で二重に規定をするということはないというか、できないというようなことございまして、上位法で罰則が規定されているものについては、条例に謳うことはないというようなことございまして。我々もそのへんを罰則についてどう規定しようかというような協議をしている中で、我々も学ばねばいかんと思うんですけれども、そういう前提であります。

それと、我々なりにやっぱり毅然とした条例をつくるべきということも考えておりますので、今示させていただいておりますこの骨子案の中では立入調査、ことがあったときに立入調査などを拒むとか、そういうようなことがあった場合には県の措置勧告とともに、その内容を世の中に公表をして、公表するということは、その事業者さんがペナルティーを課せられるということと同等でございますので、そういう形で罰則というような意味合いのことを規定もさせていただいておりますので、そのへんのところをご了解だけ賜りたいなというふうに思うわけなんですけれども、ちょっと言葉足らんと委員さん方から補足いただくことがあったら、また改めてお願いします。

協議会 すみません、よろしいでしょうかしら。私思いますのに、この食品衛生法で今回の赤福の問題でございますけれども、これも本当にこの賞味期限、消費期限、それが全然守られていなかったわけでしょう、偽装されて。だから、こういうことにおいても、何十年と偽装されて県民の健康には害は無かったものにして、この食品衛生法にこれ一応違反しているわけですよ。だから、私よくこれ罰則がなかったものだなというふうに感じてはおりますけれども、それ無しに無事に何か済んでおりますけれども、何かそういうこととか、それから表示の違反も、これ勿論表示の違反でございますし、だから無事によく赤福さんは通りましたなんていうふうに感じておりますけれども、やはりある程度そういうふうによく考

えての違反、それを消費者に、やっぱりあそこまでやられて、こういうあれもあったんだなというふうな感じを受け取るようにしていかないと、いくらでも事業者は消費者を騙そうという今の流行でございますけれども、そういうことのないようにやっぱり私、事業者のモラルというものをしっかり考えてやっていただきたいなと思います。別の方にはありますから二重にはできないと仰いますけれども、ある程度この食の安全・安心に関わる骨子案だったら、それにも載せてもらったほうが良いように私は個人的に思いますので、すみませんでございます。

日沖座長 ほかに。舟橋委員、どうぞ。

舟橋委員 すみません。基本的には賛同いただいておりますし、条文を大きく変えるような内容にはなっていないと理解しておるんですけども、具体的にこの条例に基づいて県なりが施策を進める上にご提言を何点かいただいたというふうに受け止めさせていただいているんです、私自身は。そうした中で、結構この条例は県がと県を主語にして書いてはいますけれども、責務として。そうした中で例えば、年次報告、県政だより、ホームページはなかなかなじまない人もいるからというご意見なんですけれども、消費者団体連絡協議会としては必ず機関紙を出してみえませんか、恐らく。出していないのかな。

協議会 それがなかなかもう機関紙はお金がないので、そこまでできないんですよ。

舟橋委員 そういうところへ焼き直して載せてもらおうというのも一つの手かな。勿論こういうものはボリュームが結構ありますから、県政だよりという限られた紙面に載せることができるのかどうかというのは、また検討してもらわなければならないと思いますし、県政だよりだけがすべてではないと。一律に配られているのは唯一あれだけですけれどもね。

だから、団体としてもできることがあるんじゃないかなと思ったのが1つと、それから、同じ団体としてできることの中に、一番最後の相互理解の推進ですよ。これも県がという主語になってはいますけれども、団体とも協力を得ながらというふうになっておりますように、やっぱり消費者団体連絡協議会さんなんか主体的役割を担って生産者とタイアップをして、その顔の見える農産物をいかに提供していくか、PRをしていくかということを実体さんも努めていただかないと、県がと書いてあるので全部県がしなきゃいけないの、してほしいというふうに言われると、こっちも大変な状況になりますので、団体さんにも期待をしたいなと思うんですけども。

協議会 微力でございますけれども。

舟橋委員 中間的な存在としてJAさんもありますし、色々なところとタイアップすることによって金と人というのは生まれてくるかもしれませんし。

協議会 それはそうですね。

舟橋委員 ちょっと感想的ですけども。

協議会 ありがとうございます。

日沖座長 真弓委員どうぞ。

真弓委員 私ども、この骨子をつくったというのも、ある意味ではちょっと忸怩たるものがありながら、こういうをつくったという形です。本来、食のことについてはそれぞれの地域の食材、それを地域の人が加工して、それを消費者が、生産者でもあり消費者でもあるというのがずっと長く続いてきたんだけど、その食材そのものが外国に依存しなきゃいけない、あるいは何食も一遍につくるためには大量に輸入あるいは確保しなくちゃいけないという形の中で、わっと広がって行く中で、その消費者の食の安全・安心を担保するためには、やはりこういうふうな総合的なものが必要かなということで、こういうのをつくらせてもらったんです。本当言えば、これは当然守られるべき点も、消費者の人たちも生産者の方も守っていけば、もう一遍そのルールづくりができると思うんですけども、大元の食の本当に安全・安心のための県も地産地消というのを進めているわけですけども、そこらへんに関してのご意見なんかは。この我々がつくった条例とはちょっとニュアンスが違うけれども、県の行政としては地産地消というのを大きく食育の中でも広げていかないといけないなというのが県全体の考え方なんですけれども、そこらへんについて何か感想がありましたら教えていただければと思います。

協議会 地産地消は、もう本当に4年ぐらい前から私たちも委員にもさせてもらったり、それから県のほうで食の安全・安心ということで、顔の見える生産者との懇談会とか、またその現地への視察とか、そういうのはずっと県のほうが、食の安全・安心の農水のほうでございますか、やられておりました、私たち消費者団体、色々な参加される方々、大体バス1台でございますので人は限られてきますけれども、そういうことで、もう南から北、全般にここ3年ぐらいは見学とか現地へやっていただいて、皆さんが理解しましょうということで、お蔭様でそのようにさせていただいております。

真弓委員 ありがとうございます。

日沖座長 他にございませんか。何か追加で申していただいておりますので、もうよろしいですか。30分ごとということになっておりますが。

最後に、ちょっと私のほうからもう一言だけ申し訳ないですが、ちょっと今、委員同士の中でもあったんですけども、罰則について、ちょっと言葉足らずもあるといけなないので、改めて見解だけ申させていただきますけれども、上位法の

あるものの二重の規定ということで、なじまないということは申し上げましたけれども、その罰則自体はその裁量の及ぶ部分であれば、ないということはないわけですし、現段階の骨子案の中では例えば罰金とか懲役とか、そういうものは示す部分というものはないですけれども、まだ検討の期間があるわけですので、上位法に謳っているそのものを二重にするということはあるですけれども、裁量の及ぶ範囲の中ではあり得ないということではないので、真摯に受け止めさせていただいて、また今後検討させていただいてまいりますので、ずっと言葉足らずですみませんでした。よろしくお願いいたします。

協議会 ありがとうございます。やはりこの罰則というのがすごく私たちも法律というのはすごいなと思って、営業の取消とか禁止とか停止の処分があったり、自然人のほうは2年以下の懲役とか200万以下の罰金とか、また法人になると1億円以下の罰金とか、すごく大きな罰則でございますし、JAS法にしますと、改善命令に従わない場合は、自然人は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金で、また法人であれば1億円以下の罰金、本当にもうやはりこれを見たら事業者の方々も、こんなだから、いいや、もっと悪いことしようというふうに思わないのかと思いますけれども、ある程度、今後のやっぱり歯止めのためには、こういうことは私は少しでも知らしめていただきたいなというふうに。

やはり皆さん事業者の方も、こういうところは読まれると思いますけれども、事細かく書かれていると業者の方も読まないというのか、何か知らない方がおられるわけですね。だから、そういうことのないようにやっぱり、これは消費者の勉強も大事でございますけれども、事業者も、もっともっと勉強していただいて、消費者を欺かないようお願いしたいということで、今回この議会のほうからよろしく今後ともお願いしたいと思っておりますので、どうも勝手なことを申しておりますけれども、よろしくお願いいたします。

協議会 今日はこのような機会を設けさせてもらいまして、ありがとうございます。また、消費者団体としても色々勉強して、これに沿うようにしたいと思っております。どうもありがとうございました。

日沖座長 どうも今日は本当に快くご協力いただきまして、ありがとうございました。また、これからもよろしくお願いいたします。

2 三重県製麺協同組合

日沖座長 快くこのような機会にご協力いただきまして、ありがとうございます。まず御礼を申し上げたいと思っておりますが、始めさせていただく前に申し上げさせていただきましても、団体さんもたくさんございますので、申し訳ないですが、制限時間を30分とさせていただいておりますので、その時間内に意見表明と委員からの質問への答えをお願いしたいと思います。

なお、当方に対する質問につきましては、この場でお答えをしかねる部分もご

ざいまして、まだ今、骨子案ということで条例案を作成経過の途中ということもございまして、後日意見に対する議会としての考え方とあわせてホームページ上でお示しすることになりますので、その点ご了解を賜りたいというふうに思います。

それでは、お互い座ったまま、着席のまま進行したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、お願いします。

三重県製麺協同組合（以下「製麺協同組合」という。） 今日はお招きをいただきまして、ありがとうございます。平素は私ども業界のために、いろいろ県も農水商工部を中心に色々とお手伝いをしていただきまして、ありがとうございます。

今日は、地産地消の三重県産小麦を使った成功例等の資料等をお持ちしまして、今後、県会の皆さんにどのような方向で地産地消を進めていただけたらいいかというような意見を発表させていただきたいと思います。

まず、私小さいときから立たされてばかりおりましたもので、立って話しさせていただきますので、ひとつよろしくお願いします。気にしなくて結構ですので、簡単にこのほうがしゃべりやすいものですから、よろしくよろしくお願いいたします。補足のほうは副理事長、それから三重県産小麦研究会の部会長の伊藤君、会計理事の内田君のほうから補足をさせていただきます。

あまり難しいことを質問されると困りますので、一応回答例とか全部皆さんのほうへ用意させていただきましたので、それで判断していただけたらいいと思います。また、英語等の質問はしないでください。コンプライアンスとか言われても昆布にライスにお茶づけかというぐらいの感じの人間ですので、ひとつよろしくよろしくお願いいたします。

私どもが16年程前から、地産地消の運動が始まる前から三重県の製麺でブランド品をつくれないうふうな動きが起こりまして、その間に色々ラーメンとか、そばとかつくれないう話が出たんですけども、たまたま宮川流域で食されておりました伊勢うどんが眼に留まりました。当時で16年ぐらい前で約20万食くらい食べられたような食べ物でした。それを色々、工業技術センターの方とか県の農水の方と協議しまして、三重県でできたもので伊勢うどんをつくる、三重県産の小麦で伊勢うどんつくりたくないかというような方向で発展してきました。

それで、初めは大変苦労しました。苦労しましたですけども、やはりやってみると、今全国展開しているわけなんですけれども、かなりの数量が出ております。主原料であります三重県産のあやひかり、今生産高日本一です。16年で日本一になりました。これをみるように伊勢うどんもそれに比例してどんどん売れているというふうな状態で、私たちの目標であった「赤福に追いつけ、追い越せ」がやっと今年は勝つような状態になりました。うれしく思っております。来年は負けるかわかりませんが、今年は勝ちます。

2点目の中山間地の農作物なんですけれども、私ども今現在、伊賀のタマイズミを使った忍者ラーメン、それから伊勢のニシノカオリを使った生パスタ、それから伊勢芋を使った伊勢うどんですね、それからアシタバを使ったうどん、これ

熊野です。それから、海洋深層水を使った三重県産の小麦を使ったうどん、ラーメン、焼きそばという。それから、このようなものを今研究開発中ですが、ほかに芸濃町に、私この近くに住んでおるんですけれども、芸濃町のズイキが、ズイキご存じないですか。これ京都でものすごく有名なんですよね。どこでつくっているのかといたら三重県の芸濃町でつくっているズイキが京都で名産品になっている。ですから、こんなものをどんどん県から紹介していただいて、私どものほうにも伝えていただきたいと思います。このようなことから、食の安全・安心が進んでいくんじゃないかということですね。

その山間地といいますけれども、今井議員見えますけれども、美杉の水はものすごくおいしいんですよ。この水を殺すことないんですよ。何でもやろうと思ったらできるんです。猿がおるとかイノシシがおるのでできない。そんなものには腹いっぱい食べさせたら、それ以上食べないわけでしょう。その分補助金をやればいいわけですよ、食べられた分だけ。県はそういうふうなところからやっていただきたい、このように思っておりますので。あまり難しく質問はしないでください。分かっていたらお答えしますけれども、そのために参考資料渡してあるわけですから、よろしくをお願いします。

日沖座長 ありがとうございます。他の方、追加で何か言っていただくことありますか。

製麺協同組合 質問あったら受けますので。

日沖座長 そうですね。それでは、ご意見賜りましてありがとうございました。資料ですね、今日この現場で我々委員だけいただいたようで、またこれもご覧いただきながら、何か委員の方からございましたらどうぞ。

舟橋委員 まず基本的には条例については、もう大きく賛成と書いてもらっておりますので、積極的にご支援をいただけたらと思うんですけれども、今Eマークを持っているのは伊勢うどんだけ。

製麺協同組合 いやいや10何業者ですね。

舟橋委員 赤塚さんのあの新聞記事が印象に残っておるもので、それしか記憶がないので。

製麺協同組合 Eマークは1種類ですね。伊勢うどんでは何種類かありますけれども、1食とか4食とか5食とか冷凍とか、色々ありますけれども。

製麺協同組合 伊勢うどんの業者は14です。普通の冷凍麺で伊勢うどんじゃなくて、あやひかりを使ったもののEマークの冷凍麺とか、そんなものもあります。2月13日に団体商標を取ったのは伊勢うどん全般です。

舟橋委員 今回これ の一の8に認証制度というのが書いてあるんですよ。やっぱり先程消費者団体連絡協議会の時にも話が出ていましたけれども、三重ブランドだとかEマークだとか、やはり地産地消を少しでも進めていく、同時に三重県にこれだけすばらしいものがあるんだというのを発信していく一つのネタとして認証制度というのをここへ項目入れさせていただきましたので、またこちらから中山間地の情報はくれと言われますけれども、逆にこんないいものがあるぞというまた提起をこれからもしていただけたらと思います。感想ぐらいで。

日沖座長 他にございませんか。真弓委員、どうぞ。

真弓委員 県内の小麦を使って伊勢うどんからスタートされたとお聞きしたんですけれども、ただその色々な、そば、うどん色々なことでも小麦というのがやはり県内産の小麦だけではとても生産しきれないと思うんですよ。ここにもちょっと出ていますけれども、ちょっと条例案から外れますけれども、今の小麦の価格の高騰による影響というのは、皆さんの組合なんかでも随分影響なんかは出ているんじゃないかと思うんですけれども、そこらへんのことも教えていただけたらと思うんですが。

製麺協同組合 影響は出ています。影響は無茶苦茶出ています。1月22日の日に農水のほうの食糧部、第2食糧部加工課というところへお訪ねしまして、小麦の原料の高騰のように価格転嫁できないので、公取を通じて、農水省のほうから公取のほうへ言っていたら、価格を上げていただくようにと。無茶苦茶なことじゃなしに適切な価格にさせていただくようにというふうなことはしました。

ただ、原料としたら4月はもう小麦粉ありませんよ、値が上がらなかつたらね。それは4月、5月、6月分の小麦粉取り合いするわけですから、大手製粉会社が前年の100%以下しか出荷しないということを言ってきているわけですから、僕らの業界に。だから、三重県の場合は三重県産の小麦がまだまだ大量にありますからいけますけれども、他の県の方はそういうわけにはいきませんよね。ただ、なんで価格が上がらないのかといたら、三重県発祥の大手量販が値段を9月に凍結してしまったわけ、105品目を。だから、上げない。上げないもので当然対抗の量販さんも上げないですよ。この間の1月21日の日に値段を上げてもらうようになっておったんですけれども、ここらへんでいうと大手のユニーさんが上げてもらうようになっていたんですけれども、三重発祥の地の大手の量販が上げないというんですわ。もうそういうふうな宣言してしまった。時代に逆行したようなやり方をやっていますので、大変厳しいです。

真弓委員 何でこんなこと聞いたかという、肉やっているところも養豚の人たちも、バイオエタノール関係でトウモロコシがものすごく高騰してきて、やはり品質のいい豚をつくり、それを食品にしようとする努力の分よりも、高くなったトウモロコシの種をどうしようかというのに気がいっちゃって、それこそ食の安

全・安心、良質なものというところまで手が回らなくなっているというふうなこともお聞きしましたもので、国民のこととして色々なところへも影響が出ているかなと思ってお聞きさせてもらった。そういう事情もよく分かりましたので、また農水商工のほうなんかでも三重県頑張ってもらってやってくれると思いますので、どうもありがとうございます。

製麺協同組合 それで、よくしゃべって申し訳ないですけども、わざわざ僕ら東京まで出て行かなきゃならないです、価格のことにしても。だから、県でそんなことやってくれないのかな、公取というか、全国的な価格のことになるので。すると楽で済むんですわ。わざわざ東京まで行かないでいい、農水まで行かなくていい。

だけれども、今度5月1日から30%小麦が上がるわけですよ。それで今度、上がった時点で大手量販が価格を上げなかったら、もう4月には小麦の、3月20日までに夏物商品は値段決まるわけですから、その分、僕らとしては先買いするわけですよ、何カ月分。4月分はもう小麦が無くなってしまふ。

日沖座長 中川委員、どうぞ。

中川委員 条例に関しては、もう賛成ということであれなんだけれども、ちょっと質問したいんですが、たれもやはり地産地消ということですか。

製麺協同組合 そうです。

中川委員 それと、これ県内外の販路拡大が実現しましたと書いてあるんですが、どの地域に行っておるわけなんですか。東京で1軒、この伊勢うどんのお店、僕、伊勢ですもので、分かりませんか。

製麺協同組合 あと東京は、有楽町の交通会館の中で伊勢うどんを販売しております。

中川委員 恵比寿にありますよね。2件ぐらいですか。

製麺協同組合 そうですね。あと、私どもの会社としては栃木、佐野のサービスエリアから、こちらは南のほうでは舞鶴の西紀のサービスエリア、ここらへんまでは行っております。それから、三重県産のあやひかりを使った麺ですね。伊勢うどんとしては売っていません。今日たれを持ってきましたので、そちらのほうへ回します。

中川委員 そうしますと、伊勢うどんという名称は使っていないわけですか。

製麺協同組合 使っていないです。ですけども、麺自体は伊勢うどんの麺です。

中川委員 伊勢うどんが名称がいいとか、そういうわけではないわけ。やはりその麺がいいわけね。

製麺協同組合 そうです。東京では伊勢うどんとして売っているということです。

日沖座長 よろしいですか。他に何か聞いておきたいことありますか。どうぞ。

製麺協同組合 すみません、四日市の伊藤でございます。座って失礼します。

今ちょっと私も自分の時間の中で条例でお話が出ておりますけれども、この内容がどうなるのか、今からどう変わるのかはわかりませんが、我々も三重県で商売をしておりまして、条例をされたときに外部から入ってくるものの規制はどうなるのか。これも皆さん方、勉強されて分かっていると思うんですけども、製造年月日が消費期限に代わる10何年前ですね。その時に、たまたま私、三重県食品産業振興会の会長を仰せつかってしまして、それと今の有機栽培と、それからもう一つありました。そんなものの法律を改正するのに出席をさせていただいておりました。それで、皆さんご承知と思うんですけども、その消費期限というのは、我々から見れば外国からの一部圧力があつたと思うんですけども、製造年月日を抜いて消費期限に変えましたね。その時に横浜と京都でしたかね、条例をつくらねまして、消費者保護のためにということで製造年月日を入れなければだめだよという業者に通達があつたんです、そこだけは。それで、その時に私も直接調べたわけじゃございませんけれども、そういう感じで発言されたことが、消費者を守るためにということで、消費期限を賞味期限でなしに製造年月日入れて併記せよということになったんですね。

横浜の方では併記をして、東京の業者が出してございましたけれども、東京の業者は非常に大手さんが多いので、両方ともできないということで、一時的に納品が止まったことがあるんです、横浜の方に、神奈川県ですね。それが消費者保護になるのかどうかというような形で議論がありまして、もうそれは2年間の期限立法でしたので、あとは取締りなく、再度の議決がなされなかったと私聞いております。だから、守るために私どもは一向にいいんですけども、じゃ、他から入ってくるのはいいけれども、三重県だけというのはちょっと困るので、今そのへんをどんなふうにご考慮しておみえになるのかということが、一つ私も思っております。

それから、何遍も出ておりました地産地消、私も、今のあやひかりは研究段階から関わっております。そんなんで、色々今、あやひかりが全国でもお蔭様で1位になったりしておりますし、また三重県の伊勢うどんに関しては非常にあやひかりというのが皆さん試食されていいと思っていますので、そういうことに関して、かなり伊勢うどんの伸び率はいいんじゃないかなと。業者間でいきましたら、前年対比やっばり2けた台ずっとここは伸びていると思うんです。それで、赤塚さんも仰いましたように東京も行っていますが、全国的に通販もしておりますし、それから我々の業者、私もひっくるめまして年賀はがきのふるさと小包の

伊勢うどんは3回選ばれまして全国で送っております。当選番号ありますね、ふるさと小包便で。ああいうのを送っておりますので、お蔭様で県の方もお骨折り願っている関係で、向こうもこちらにも認知はされてきたと思うんです。

先日もちょっと会議で申し上げましたけれども、じゃ伊勢うどんと四国の讃岐うどんとどうなのかということで、先日たまたま機会がありましたので、高松の三越に行きまして、試食のような形で色々な試食をしていただきました。まあまああれだけの百貨店で1日にうちのほうに100名以上来ていただきまして、それを見ておりましたら、讃岐のうどんは全然違いますけれども、残す量がほとんどなかったというように行った者から聞いておりますので、それはそれなりに認知されているのかなと。

昨日、4、5日前も茨城県ですかね、郡山のほうにも行ってございましたけれども、伊勢うどんに関しては前年対比で110%ぐらい売れております。まず、ちなみにその四国が1日100個が多かったと、全然分かりませんので言いますけれども、東京三越さんは7、8年行ってございまして、やはり1日に多いと300ぐらい、少なくとも250ぐらいの1週間ですけれども、売上げをさせていただいておりますので、まだまだこれからもう少し我々が気張っていいものをつくっていけば、お客様は認知されて、讃岐までは行くかどうか分かりませんが、三重県のお麦を使っていく状態になるんじゃないかと思っておりますので、一つ色々のご意見、ご指導いただければ、我々はそれなりに努力ができるんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

製麺協同組合 すみません。もう時間がわずかになってきましたので、私も今後、来月の22、23日と、もうこれで5年程、東京のNHKへ試食販売に行っております。NHKの日に合わせて「ふるさとの食にっぽんの食」というフェスティバルで伊勢うどんを試食していただいております。今年も行きますし、そのあと5月5、6、7日と「麺フェスタ香川」というのがあって、讃岐うどんの本場ですけれども、そこにも2,000食近くを持って讃岐うどんと競争していきたいと思っておりますので、ご支援のほうよろしく願いいたします。何しろ業界というか、協同組合はお金ありませんので補助金頼りでやっておりますので、そこらへんも見込んで協力をしていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

日沖座長 ありがとうございます。他によろしいですか。そうしたら、製麺協同組合様におかれましては、どうも快く今日のご参加ありがとうございました。

また、なお先程、製造年月日の表示なんか代わった時期の例も挙げていただいて、ちょっとご心配の向きもご意見いただきました。気を付けながら、この条例をつくることによって、その類似する事柄になっているかどうかは分かりませんが、そういう部分を気を付けながらやっていきますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

3 三重県食品衛生協会

日沖座長 どうも今日はありがとうございます。お互い着席のまま進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日はこのような機会を設けさせていただきまして、快くご理解、ご協力いただいて、ご参加いただきましたことを、まずもってお礼を申し上げたいというふうに思います。始めさせていただく前に申し上げさせていただきませうけれども、意見聴取会で団体さんもたくさんございますので、制限時間を設けて申し訳ないんですけれども、30分となっておりますので、その時間内に意見表明と私ども委員からの質問への答えをお願いいたしたいと思っております。

なお、今現在、骨子案を示させていただいて、その案というものをつくっている経過の途中でございますので、当方に対する質問につきましては、この場での答えを控えさせていただいて、後日たまりましたご意見に対する議会としての考え方とあわせて、ホームページ上でお示しすることになりますので、その点ご了解をお願いいたしたいというふうに思っております。ただ、簡単な見解なりの意見交換はさせていただきたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

それでは、よろしく願いいたします。

三重県食品衛生協会（以下「食品衛生協会」という。） それでは、食品衛生協会の代表として、県議会の皆様一言お詫びを申し上げさせていただいて、この色々私たちの意見もさせてもらったり、また色々なご質問もいただいて、私たちのできる範囲のことを努めていきたいと思っております。

まず、去年は食品偽装、菓子製造業者に大変不始末をいたしまして、皆様に大変ご迷惑をかけたことをこの場をお借りして謝りたいと思っております。何を申しましても、食品衛生協会というのは守備範囲が広うございますので、料理屋さんの食品の製造や、また販売等の大きな食品製造と色々ございますので、なかなか意見も私1人の考えの中で意見をまとめることはできていませんが、知る範囲の中で答えさせてもらったり、意見を述べさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願います。

食品衛生協会 それでは、すみません。食品衛生協会のほうから意見を少しお願いをしたいというふうに。会長の話にもありましたように、一連の色々な偽装とか、そういうのがありまして、食品の法の整備が整ってきたというものの、不誠実な行為があったという事実があります。そのような中からタイムリーに条例骨子案を議会のほうでつくられるということで、私どもとしても、この条例の果たす役割というのは大きいかなというふうに思っております。すべての関係団体が協働で果たしていくということは非常に大きいかなというふうに思っています。

ご承知のように食品の危害を防止するというところで私ども従来から取り組んできておるわけですけれども、食品の危害防止に関してはゼロリスクというのはあり得ないかなというふうに思っています。ゼロリスクにするのには、かなりほとんど不可能に近いのではないかなと。それをいかに危害を無いようにしていくかというのが大切かなというふうに思っております。それは、県の行政側の地道な

現在とられているような監視指導体制の充実とか、あるいは関係団体との協働でできる分、法を守るという今回の色々な事件等を踏まえたと、私どもに課せられた法を守っていくという意味で、私どもの果たす役割も非常に大切かなというふうな気がしております。

この条例の中で、前段の部分で体制の整備、それから指導体制の充実が謳われておりますが、どうかマンパワーを含めて充実して、私ども業界へも指導の充実、それもお願いをしたい。それが、ひいては県民の安全確保につながるというふうに考えております。

それで、私どもの願いは、少しまだ骨子案で全体が分からないので、私どもも色々な関係の団体等も聞きながら、意見を少し分からない分についてお願いをしておきたいというふうに思っております。

まず、の2のいわゆる規制とか、そういうふうに係る部分で、トータル的に少し意見を述べさせていただいて、私どもの願いということにしたいというふうに思っております。

1つは、出荷をしてはならないということがあるわけですが、これは食品関連、食品衛生法の中では、なかなか出荷という言葉は出てこないということで、この条例の中であるわけですが、そこらへんも言葉の定義とか、そういうのを一つ明らかにさせていただいて、混乱をしていかないようお願いをしたいというふうに思っています。

それから、この骨子案の中で違反と疑いという部分がかなり出てくるわけですが、疑いがあるとか、その部分がかなり幅広くなってこないかな。初めは関連的にこれは疑いがあるとかいうのは何となく関連的に分かるような気がするんですけども、じゃどの時点から疑いで、どうなのかというと、非常に分かりづらい部分が出てこようかというふうに思います。この骨子案の中で疑いという部分をどのようにされるのか、それをきちっと整理をさせていただいて、私ども業界が混乱することのないようお願いをしたいというふうに思っております。

私どもも大半は規模の小さい中小の事業者でございますので、そこらへんの負担にならないようによろしくをお願いをしたいというふうに思います。

1つは、この公表という部分、全てを公表というのと逆に二の足を踏んだりとかいうことが起きないかなと心配をして、確かに公表する、あるいは報告をするという中で、健康被害を想定すればそういうものに限定して公表するというのであれば、確かに事業者が報告することによって、それは自動的に公表されて県民への周知が早くなるというメリットがあると思います。全て均一にというと、なかなかこう、ちょっと貼り間違いをした、そういうものまでというと、あるいは自主的に回収するという風潮を、空気を阻害することにならないか、あるいは公表されることによって逆に正直にしているけれども、それが不誠実なことをしているのかとならないかと、そこらへんの整理等幅広く議論していただければ思っています。

私どもはいずれにしましても、誠実に対応していくということが今までの一連の事件の中で痛感をしております。そういうことを否定するわけではございませんので、やはり誠実に対応するということが県民の信頼を得る一番の方法だとい

うふうに考えております。どうか条例の制定に当たりまして、そこらへんのご配慮をいただいて、県民の方へのサービス向上につながるように、私ども当然していきたいというふうに思っております。どうかひとつよろしく願いをいたします。以上です。

日沖座長 ありがとうございます。

食品衛生協会 この条例案をずっと一読させていただいたんですけれども、基本的には賛成です。しっかりできていると思います。個々の点については色々あるかと思いますが、基本的にはこれでいいと思います。

日沖座長 それでは、頂戴いたしましたご意見に対して何か質問ございますか。順次どうぞ。

真弓委員 の2の項目で混乱を招くかもしれないと仰られたんですけれども、例えばどういう混乱が想定されるのかなというのを教えていただきたいのが1つ。

もう一つ、その下にある健康被害に限定するという事なんですけれども、はっきり言って赤福の問題は、健康被害は起きていないけれども、食の信頼については大きく三重県の食品についての被害を与えたというふうに私どもは認識をしているわけなんですけれども、一つのブランド化というお話もその前の方たちともしておったんですけれども、その中で安全・安心のブランド化というのは、それをてこに売り上げを伸ばして、それが偽装だったという、そのことについても何らかの規制みたいものがやっぱり必要だろうという考え方なんですよね。腹下さないなら何食べていいのかということになっちゃうわけですから、それがJAS等の表示の問題とか、そこらへんの流れにも入っていると思うので、食の信頼性について健康被害に限定するという事は、やっぱりどうしても必要なのかというそこらへんの理由づけがもう一つ分からないので、もう少し何か説明があったら教えてほしいなと思います。その2点お願いします。

食品衛生協会 先生が仰ったことを私は否定をして書いているわけではございませんので、誤解のないように一つよろしく願いいたします。隠しているということは毛頭思っておりませんし、そういうのでということではございませんので、これはもうはっきりそういうことではないと。

ただ、この中で混乱をするというのは、疑いのという部分があったもので、その疑いをどうしていくのかなということで、その意味で、それを整理をしていたければ混乱はないかな。疑いをじゃどの範囲というので心配をしているだけで、食品衛生法とか、色々な法律の中で、それは基準とかそういうのは決まっています、それがだめだよというのがはっきりしているわけですね。じゃ、それはどの段階から疑いになるか、そういうのがありまして、混乱という表現を、だから疑いに関して混乱という表現をさせていただいただけでございまして、決して健康被害だけにとということではございません。

それから、さきの健康被害だけに限定をすと言いましたのは、別に報告をすること自体を私どもは否定をするわけでありませんし、それはちょっと、はしょって書いて言葉が足りない部分ございますが、それは否定をしてはなりません。ただ、すべてを報告をして公表することは自主的に色々な回収が、色々な今想定がなかなか難しいんですが、色々な形があるかと思うんですね。出荷したもので、例えば貼り間違いが、逆にいうと、貼り間違いがあっても、アレルギーに関するものが入っているのに、それを表示していない、それは健康被害に結ぶわけですから、そういうものを否定をするというのはいかがなものか。逆に言うと、そういうことを報告することによって、自動的に公表もされるということ、中小のところだと、なかなかじゃどうやって回収をするという時に、広く知らしめるというのは、そういう意味では公表というのがついて回れば、それは少しでも色々な手段ができて、それはこの条例の目的とするところが一番大きいかなというふうに、色々なケースがあるかというふうに思いまして、決して健康被害に固執をすとか、そういうものではありませんし、事の軽重は当然出てこようかというふうに思っておりますので、それはそういうふうには考えては。

ただ、例の菓子の問題が大きくクローズアップされているのは事実でございます。ごく普通に少し回収をしなければいけないとか、すとか、あるいは何か間違えてシールを貼ったと、そういう場合、それは当然出荷したとか、間違えているんじゃないか、今日はいつものシールと違うじゃないかと言われたとき、ああと言って回収をする。あるいはスーパーに卸したものを回収する。当然それは報告をすることになるわけですけれども、じゃそういうのまで、すべてもう出るんですかね、そこらへんのあれがちょっとよく。すべてとなると、もう自動的にということになって、そういう字句をじゃどの範囲で、それに疑いが入ってきますので、よく分からない部分があって、そこらへんはその中でというふうに思っております。

真弓委員 大体言われること分かりました。津でも煎餅屋さんが順番を間違えたというので、それでマスコミでも取り上げられたという感じもありますし、僕らもおかずクラブというのを惣菜屋をやっておる時に、漬物なんかでも貼らないといけないと。もう個人でやっているところは砂糖をどれだけやったか忘れてしまったというような感じもあるというのは当然分かるし、この条例で目指すところはそこではなくて、もっと大きな形で偽装がされていくということなので、条例が成熟していく中では、ご心配のことなんかは無くなっていくのかなというふうに思っておりますので。

日沖座長 他にどうですか。

食品衛生協会 これ現在、色々菓子製造の分野におきまして不正表示や虚偽というのがございましたが、まだまだ深く追求していきますと、私の南のほうは特に海産物の製造責任というのがこれから起こってきます。今も現在ありますが、そういうふうなものの中で伊勢の海でとれたもので製造していると。製造している中

で、今後起こりうるのは海外の製品を冷凍したものを持って行って、またそれで製造するという分野がこれから起こってくると思います、私たちの業界を見ますと。そういうふうなものも大きくやっぱり節度をちゃんとしていかないといけないんじゃないかというふうに考えております。

日頃から我々の食品衛生協会の基本というのは食中毒ゼロということで、特に飲食店とか、そういうふうなものに注意を重ねて、食品の製造の表示というものには、案外JAS法については甘いところがありましたのです。また、知らないところもあったということですね。これ先程、局長が言われたこともあります、自分たちがここは自分の姿勢をやっぱり正して清めていかないことには、なかなかいいものは売れないし、商売にも大きく発展できないと思いますので、そういうふうな考えの中で進めておりますが、何にしても幅が広いのです。何かご質問がありましたら。

日沖座長 舟橋委員、どうぞ。

舟橋委員 出荷の定義の必要というご提案をいただいておりますけれども、出荷というのは例えば製造者がその製造工場から出て行くことが出荷かなと僕はばくっと思っておったんですけれども、ちょっとこれが分からないです。

食品衛生協会 食品衛生法では、それはもう販売というんですよね。販売だというふうに私どもはちょっと認識を。食品衛生法の中では出荷というのはあまり出てこないんです。流通の意思を持って、それが販売だというふうに。

日沖座長 ちょっと色々今の出荷という言葉についての定義のこととか、そして色々ペナルティーに関わる中での、この条例が後ろ盾になって、ちょっと勇み足になって、本来善良な事業者まで不当な何か扱いになってしまう面が心配される部分もあるんじゃないかというふうなものもございますので、ちょっと一度我々の経過の中での、この骨子案の上での見解だけ、ちょっと途中ですけれども、出荷についてのこの扱いなんです、我々がここへ示した考え方としては、食品衛生法においては違反のある場合、販売及び販売のための製造、加工、調理等の行為を禁止しているけれども、出荷については今言われるような規定がないんですよ。出荷というものに規定がないものですから、ですから、隙間の部分を条例で埋めるべきじゃないかという考え方であって、その今言われました販売というものが出荷というものを含んでおるという解釈になると、ちょっとずれますけれども。一遍そのまま我々はそういう形で、現実に他の県でも既に20程の県がこの食の安全・安心に関する条例というものをつくっておる県があるんですけれども、同様のこの出荷の部分を食品衛生法に謳っていないものから、販売と合わせて補完する形で条例で謳っている県がありますもので、このように実は上位法を補完するという形で示させていただいております。

また、この出荷という言葉の定義をもうちょっときちっとすべきじゃないかというご意見もあるんですけれども、社会通念上、一般的な言葉として使われてい

るものについては、それ程くどく定義するということはどうもなじまないようでございますもので、そういう考え方で条例の中で言葉の定義というものは改めて記してはおりません。

それと、食品衛生法の基準に違反する場合、その疑いがある場合は出荷を禁止しているが、第一義的に判断というのはどこがするんだということもあるでしょうけれども、これはあくまでもやっぱり事業者さん自身がということになりますので、事業者さん自身が必要かどうかということが一番よく知っているということになるわけですが、そうしたらその判断について戸惑ったり、これはどうすべきかという、誰に相談されればいいのかとか、判断に対するアドバイスになってきますと、やっぱり条例を執行する県担当部局となってこようかと思うんですけれども。なかなか、ただこの条例ができたことによって、あまり行きすぎて不当な形になるということは勿論意図とするところではございませんので、それは骨子案をつくってくる経過の中でも、そのへんはやっぱり気をつけなければ、意識していかなければならないということは我々も同じなんですけれども、ちょっと見解だけ、すみません。

食品衛生協会 さっき舟橋先生が仰った結果の、私は製造業を想定して販売というふうなことですが、ここでいう農林水産物という場合ですと、出荷という言葉があるのかなというふうな、今、ふと説明を聞いてそういうふうにも感じたんですが。

日沖座長 そうですね、ですから、なじまれない方々もありますよね。

食品衛生協会 あまり言葉で遊ぶというような趣旨ではございませんので、そこらへんはおいおい整理がされていくというふうに思っていますので、別に出荷の定義にこだわるあれではありませんので、そこらへんの整理をお願いをしたいというふうに思います。

それと、疑いがあるというのは、最終的には今日は食品衛生法の中でも、製造の責任は当然食品衛生の業者に一義的にあるというのは、もう謳ってあるわけですから、お互いの部分が、具体的にはじゃどうなのかというと、思い付きはないんですけれども、かなり幅が広いかなというふうな思いはしてはしまして、じゃこれも疑いかと言われると、うんと言ったり、いやと言うのか、そこらへんがあるのかなという思いはしています。

日沖座長 現実には違反する事象が出てきて、それに連続するような形の、含まれるような形の部分というようなことになってくると思うんですけれども、なかなか現実その場面というのは。

前野委員 座長が今申し上げました出荷・販売の禁止の項ですが、これはここにも骨子案として書かせてもらいました「安全な農林水産物の供給」というのがありますですね。この食品衛生法では加工だとか、それから販売とか、そういったも

のの禁止はあるんですが、農林水産物を出荷したり販売したりする規制というのは法律にないんです、上位法に。ですから、そのへんのない部分の隙間を埋めようということで、この出荷・販売の条項をつくらせてもらいまして、例えば農林水産物の野菜でいいますと、野菜に使用してはならない農薬が使用された疑いがあるときには出荷を規制をすると、出荷を止めるという、そういう法律がありませんので、それをまた売ってはならないという法律もないんですね。ですから、それを止めるために、この出荷・販売の禁止というのをあげさせてもらいました。これは農産物だけでなしに、漁業、勿論魚だとか第一次産業に出てくるそういうものについては、こういう形で出荷・販売の禁止という形であげさせてもらいましたので、健康被害が出てから出荷販売を禁止するのではなしに、もう疑いがある時点で、使ってはならない農薬が使用されたという疑いが出た場合には一時出荷を停止をします。その疑いが晴れたら出荷をしてもよろしいよという、こういうことになると思います。

日沖座長 何か言いたいことがあれば、どうぞ。

末松委員 どこまでが業者さんからしてみれば出荷であって、どこからが販売になるか、もう1回だけちょっと、感覚で結構ですから。

食品衛生協会 製造、加工して、それをその段階で持っておれば、それはもう販売の意図を持ってするわけですから、それはもう製造しては、当然そこにも入ってくるわけですから、それは該当する。だけれども、さっきの説明でよく分かりました。出荷というのは隙間の多分、農家の人が出荷をして、農産物でしたら市場へ出る前の段階ですかね。それだと要は市場ルートへ出るまでという、分かりましたか。

食品衛生協会 その範囲が1項、3項に当たる禁止されているものを、疑いがあるものは販売してはならないんだから、これでいいのと違うかな。別に私そう思います。仲間内で考えるので。禁止されたものなものな。それを疑いのあるものというわけだから、2つの歯止めをかけてあるわけよねと思います。

日沖座長 他によろしいですか。時間大分経過してきましたんですけども、どうですか。協会さんのほう、何か付け加えておいていただくべき意見、他によろしいですか。

食品衛生協会 なかなかよくできていると思いましたよ。これって急に言って急にいい考えが出るようでしたら、こんな仕事をしないで、もっと法律家なんかにかと思いますので、結構でございます。

日沖座長 どうもありがとうございました。また、参考にさせていただきながら進めてまいりますので、また後もよろしく願いいたします。

食品衛生協会 時間迫っておりますけれども、私は鈴鹿のほうで製造業者、練り製品をやっております。そういう関係で、この条例をつくっていただく中で、総則の5、食品関連事業者の責務という中で、ちょっと自分の今までの体験を皆さんに、先生方に1点お聴きしたいと思えます。

ちょうど私は55年この製造業をやっております。その間色々ありましたけれども、スーパーさんとか市場関係へ出荷するわけなんです。そうしますと、それから業者さんが買い取っていただいて店頭で並べるわけなんです。その後の対応が消費者の方と店の対応の管理の悪いところがちょいちょい夏になると出るわけなんです。そうすると、発生した場合には直ちに製造業者のほうへ連絡が来るわけなんです。そうすると、対応に出かけますと、やはりその商品はうちも毎日出荷の伝票が残っておるわけでございますので、この品物はどれだけつくったということは、その日の生産日報で記録が残っておるわけなんです。そのお店の管理のあるところは、絶えず年間通すと同じところのスーパーが発生するわけなんです。そうすると、やはりスーパーの責任は何もなしで、製造業者に被ってくるわけなんです。それと、消費者の方もスーパーで品物を買われて、家まで持って帰る中の時間帯、温度、そういうのも何も言わずに、直ちにもう製造業者に被ってくるわけなんです。そういうことでございますので、この骨子をつくっていただく中で、責任という中で、私は2番の食品関連事業者は、ちょっと飛びますけれども、「生産から販売に至る一連の行程の各段階において責務を有する」という中に、ちょっと自分の思うのが引っ掛かりがないかというような考えをしておりますので、どうかひとつこの点を先生方お含みをいただいて、私の意見とさせていただきます。

日沖座長 ありがとうございます。また、参考にさせていただきますので、ご意見賜ります。時間になりましたので、今日は本当に快くこのようにご参加、ご協力いただきまして、ありがとうございます。また、今後ともご協力よろしくお願いたします。

4 三重県生活協同組合連合会、生活協同組合コープみえ

日沖座長 それでは、どうも今日はありがとうございます。お互いもう着席のまま進行させていただきたいと思えますので、よろしくお願いたします。

それでは、本日は三重県生活協同組合連合会様と生活協同組合コープみえ様に意見聴取会にご参加をいただきました。お忙しい中ありがとうございます。

始めさせていただきます前に申し上げさせていただいておきますけれども、聴取会にご参加いただいております団体さんも多数でございますので、制限時間を設けておまして、申し訳ないですけれども、30分となっております。その時間内に意見表明と委員からの質問へのお答えをお願いしたいというふうに思っております。

なお、当方に対する質問につきましては、今骨子案を示させていただきますので、条例案を作成の経過の途中ということでございますので、今日お答えをさせていた

だくのは控えさせていただいて、後日ご意見に対する議会としての考え方とあわせてホームページ上でお示しすることとしておりますので、何とぞご了承をお願いいたしたいというふうに思います。

ただ、質問とか意見交換の中で現段階でのお互いの簡単な見解などについては、その都度必要であれば表明させていただきますので、お願いいたしたいというふうに思っております。

では、早速でございますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

三重県生活協同組合連合会(以下「連合会」という。) この度参加させていただきます三重県生活協同組合連合会の森と申します。よろしくお願いいたします。

では、お時間もったいないですので、早速骨子案全体に対しましては三重県の県議会が食の安全・安心確保のために、このような条例骨子案をまとめられましたことは、本当に食品安全行政確立の前進に大きく寄与するものでありまして、私たち消費者は心より歓迎いたします。その基本理念に賛同いたしまして、本骨子案策定に当たっては、当連合会より提出いたしました検討に当たっての要望書に対してもご配慮いただき、本当にありがとうございました。

また、この骨子案に対しまして消費者の立場から改めて意見を述べさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

連合会 それでは、要望いたします修正又は削除が必要だと考える点につきましてです。

前文についてです。県議会のところで話し合われたところで、前文が必要ではないかというふうなご意見いただいてということでまとめていただいたものを見せていただきました。これは、とても過去数例で、考え方などを示す上でも、すごく重要なものだと考えていますけれども、あまりにも長くて、とても分かりづらいものになっていると思います。消費者側からして、この条文をどういうふうに受け入れるかというところが前文であります。そういう意味では、もう少し消費者の立場に立った簡素なものにさせていただきたいなと思います。よって、4番、5番を少し膨らませていただくようなところはどうか。

5番につきまして、最後のほうの県産品の食品の供給の拡大というところの考え方が出ておりますけれども、ここが前文に出るということに関しては少しいかなものかと思います。こちらのほうは目的のところでも書かれておりますけれども、これは消費者の食品の安全に伴う条例でございますので、このところをどちらが重要かというところにつきましては、この分については削除していただいたほうがいいのではないかなというふうに思います。

それから、この基本理念のところの修正もお願いしたいと思います。表現に合わせていただきたいなというふうに思います。以上です。

連合会 それでは、引き続きまして学校生協の中西といいます。一応県の責務ということについて、県連で考えていることを述べさせていただきます。

検討会において、県の責務というのが食の安全・安心の確保に関する施策を総

合的に策定し、及び実施するということに対して、委員より施策に関して具体的に書くことを求める意見が出されておりました。この意見に対して事務局からは、こちらの条例の の基本方針の根拠である旨の回答がされたと理解しております。

当連合会から提出した要望書、これは条例に盛り込む内容については限界があり、具体的施策の推進のための計画が必要であると。あるいは実効性のある条例としていくために基本計画と報告の義務を条例に明記されることを要望しました。しかし、その報告義務については本骨子案の総則の8に明記されておりますが、基本計画については基本方針が位置付けられています。方針は、進んでいく方向と目指す方向という言葉の定義がありますので、漠然としたものに過ぎないのではないかという気がします。具体的な計画を作成し、実施することで本条例が実効性あるものになるという考えから、こちらのほうの条例の の基本的施策及び の安全・安心の確保に関する措置を、より具体的にする基本計画の明記が必要であると考えます。県民が県の食の安全を確保するための施策を実施し、安心感につながる意味で基本計画の明記が必要ではないかというふうに考えます。

これに関連しまして付け加えます。総則のところでございますけれども、見直しについて必要であると認められるときは検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとするというふうに明記をしていただいております。誰が必要があると思われるという判断をするのか、その主体というんですか、そこが明記されていないように思いますので、その点についてその部分の明記をお願いしたいなと、こういう要望でございます。

連合会 失礼します。津医療生協の羽田と申します。よろしく申し上げます。

番の基本的施策についてのところで、ちょっとお話をしたいと思っております。その2番の県民の参加というところなんですけれども、この文書には信頼関係を構築できるように意見交換、相互交流の機会ということが書いてもらってあるんですけれども、消費者教育を私たちは重視するという点から、その意見交換なんかをする場所をいっぱいつくってほしいなということを1つお願いしたいと思っております。

それから、その次の危害情報の申出ということがあるんですけれども、そこで情報を入手した場合は県に申出をすることができるということが書いてあるんですが、その申出をして県が調べてもらった結果をやっぱり消費者に、私たちにちゃんと知らせてほしいということ、それから消費者にも勿論なんですけど、申し出た本人にもちゃんと結果を知らせてほしいなと思っております。

それから、今はさっきも仰いましたが、ホームページ上でということを含んに県は言っているんですけれども、みんながみんなパソコンを使えるわけではないので、パソコンを使えない人にも、みんなが知ることができるような方法を講じてほしいなと思っております。よろしく申し上げます。

連合会 こんにちは。コープみえの非常勤理事をしまして、県の三重県連の食の安全委員会の委員をしております小池と申します。よろしくお願いいたします。

私は、 番目の安全・安心の確保に関する措置の部分について一言述べさせて

いただきます。

安全・安心の確保に関する措置についてのまず1番目として、安全な農林水産物の供給というふうにあります。また、2番目の出荷・販売の禁止及び5番目の立入調査についても、農林水産物に関しての記述のように見受けられます。本県におきましては、食品の安全性及び信頼性を損なう事件が発生して、消費者である県民に食に対する不安感や不信感を抱かせたことを受けて、本当に他県に先駆けた画期的な条例をつくっていただいている最中だというふうに私は思っております。そう思いますと、最初の定義にありますように、この条例は食品全般についての対象というふうに理解させていただいているんですけども、この1番目のところの冒頭の特に1番のタイトルから見ましても、これは農林水産物だけなのかというふうにちょっと危惧に感じております。その部分では、ぜひすべての食品という最初の定義の部分でのところを大事にさせていただきたいなというふうに思います。

それから、特に先進的な罰則規定ということで自主回収の報告等が書いてありますので、ちょっとその執行段階において特に気を付けていただきたいことについても、あわせて述べさせていただきます。この条例の周知と施行につきましては、やはり事業者及び消費者についても、ちゃんと周知徹底された上で、ということが必要かというふうに思います。知らないままに事業者等が被害を被る、消費者等が分からないままに先走りするということがないように、ぜひホームページ上だけではなく、先程も羽田さんが仰ったように色々な機会で県民の皆さんに、事業者の皆さんに周知徹底ということを時間をある程度かけて、させていただきたいと思います。

生活協同組合コープみえ それでは、コープみえの茂木と申します。私は生協の事業者の立場という点で意見を述べさせていただきます。

基本的に三重県における食の安全・安心の確保に関する条例が制定されるということは、食の安全・安心の確保の取組を進めてきた生協にとって、大変歓迎することであるという立場でございます。

まず、消費者団体の生協の事業者の立場ということで検討していただきたいことについてご意見申し上げます。

1つは、安全・安心確保に関する措置でございます。特に自主回収の報告という点で当生協では特定商品の購入者が、誰が、何を、いつ購入したかというのは、すべて把握しております。今回の農薬中毒事件でも、購入者について、すべて短期間にご連絡して、そして健康被害がないということを確認させていただいております。

しかし、一般の量販店では不特定多数の消費者に商品を提供しているため、この自主回収や健康被害への対応については十分な成果が上げられないということも予測されます。そういう点では健康被害を抑えるためには、やはり回収率を高めるということが大変重要なことであって、これはやっぱり県としても、この一定の基準をつくっていただくと、検討していただくということを要望したいというふうに思います。

また、消費者にとって健康被害が出た商品がどこで販売されているのかというのが、本当にこれが分かりづらい、そういう点では必要最低限な情報として、健康被害が出た商品と販売されたお店の特定ということを早期に県として公表していただくというような仕組みもぜひ検討していただきたいと。

もう1点は、情報提供に関する課題であります。これは、今回の農薬事件で生協としても組合員への情報提供、情報発信ということで取り組んでおりますが、やはり新聞・テレビの報道が極めて早く、それが消費者に届くという中で、今回かなり多くの方々が不安を抱くという状況が作り出されております。何を食べたらいいいのか分からないというようなご意見も寄せられております。そういう点では冷静な情報提供が必要であって、そのためにはやっぱり県として情報の一元化、そして県のホームページなど様々な方法で県民に情報を知らせるということも非常に重要なことであるというふうに思います。

また、ちょっとここには書いてありませんが、今回の農薬事件で消費者の求めているのが2つでした。1つは、商品のどこを見れば製造国がわかるのか、これは表示法で書かれているわけなんですけれども、JAS法とか。ですけれども、これが、なかなか表示が無いものはどこの国が分からないというふうに言われております。これは表示の無いのは国産であるというふうになっているわけなんですけれども、やっぱりそういうことに対する表示に関する啓蒙という点がまだまだ十分ではないと。そういう点で基本施策の適切な表示の推進というところに、そういう啓蒙活動の一層の強化を盛り込んでいただきたいと。

もう一つは、細かい表示なんです。これは原材料の原産地表示でございます。つくった国は分かるけれども、中に入っているそれぞれの原料の原産地はどこのかというのが今の表示法では分かりません。主原料がはっきりしているものは分かるわけなんですけれども、そういう点では原材料の原産地表示はJAS法に基づいてやられているわけなんですけれども、より詳しく、そういう表示をしている、表示を推進すると。法を超えてやっている製造者がおれば、それを評価して県として、そして県民にそういう業者のことを知らしめるというような何らかの方法で消費者にお知らせするというような取組をぜひ積極的に位置付けていただけないだろうかというふうに思います。ぜひこの条例を制定いただいて、関係者が広範に及びますので、周知徹底のための方法など情報提供をよろしくお願いしたいというふうに思います。よろしくご検討のほうお願いします。

日沖座長 以上でございますか。他に追加していただいておりますか。

それでは、各委員のほうからも、たくさん具体的にご指摘もいただきましたが、何か確認なりお聞きいただきたいことがございましたら順次どうぞ。

舟橋委員 消費生活さんにも同じこと言ったんですけれども、とりわけ消費生活さんよりもずっと大きな組織の天下のコープさんですから、ここに条例の中で県民参加というのを謳ったんですよ。「県が」という主語で表記はしていますが、やはりコープさんをはじめとするしっかりした団体が生産者と消費者をつなぐ、それからこういった条例についても、こういう趣旨で、こういうふうな内容

でできたんだというPRなどなどをぜひとも進めていっていただきますよう、こちらから強くお願いをしたいと思います。細かいご指摘や何かについては、また委員で相談して改めてお答えになるかと思えますけれども、私の感想としては、感想というかお願いをしておきたいと思えます。

日沖座長 他にございませんか。よろしいですか。联合会さんなりコープみえさんのほうからも、何かもうちょっとつけ加えていただくことがあったら、そちらのほうも結構でございますので、良かったら。

联合会 この間も色々な場で食の安全についての話し合いを消費者の立場でしてまいりましたけれども、やはりこのように画期的な取組の条例については、ぜひ県民のものとしていくことが大切かなということで、まずはこちらから先程要望がありましたように、分かりやすい内容で実効性のある内容にさせていただいた上で、私たちが消費者としての自覚をしっかりと認識して、草の根的な運動をさらに広げていきたいというふうに思っています。若い世代、子育ての世代に対してもコープみえなどは取組を非常にしておりますので、その部分でも、こういうことをぜひ伝えていって、消費者自身も選択できるようなそういうふうな教育というものも、ほんの少しですけれども、私たちがしていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

日沖座長 ありがとうございます。

真弓委員 分かりやすくとか、あるいは県民と事業者それぞれのこの条例について、分かりやすく語りかける連携をとっていくというのは一番大事だろう。この条例の骨子についても、我々も論議して、できるだけ分かりやすい言葉でねという思いはあったんですけれども、どうしても業界用語的になっちゃうというのが悪癖でございますので、まずそこらへんは論議しながら決めていきたいと思えますし、この内容を周知してもらうためにも、県の議会のほうにも広聴広報の委員会がありますので、そこでも協力をしてもらってやっていきたいなというふうに今後やっていこうと思えます。この委員で業者の人や色々な団体のところへ出前事業に行ってもらえばいいのかなとも思っていますので、その節はよろしく願いします。

日沖座長 どうぞ。

联合会 確かに分かりやすくというのがとても大事なことだと思います。それで、最初これを前文のないところから見させていただいておりました。それで前文をつけていただいたわけですね。前文が私たち普段はとても使わないような言葉から始まってしまったものですから、これを私たちより上の世代であれば、やはりこういった言葉は懐かしく、本当に仰ることは分かるんですけれども、やはりこれからの子育て世代、そして若い世代にも、こういったことに、今、食の安全・

安心にもう本当に皆さんの関心が高まっているときですので、やはり県がこういうことを取り組まれているというところで、中身を読んでいただくためには、やはり入りやすい文章、何か本当にちょっと分かりやすい、言ったら普通の言葉ではちょっとあれですけども、やはり平易な言葉で書いていただくのが本当に中身も伝わるのかなというふうに思いました。

それで、やはり前文があまりにもたくさん盛り込まれておりましたので、前文は前文であって、やはりその後の部分が大切なことであるということで、先程も申しましたが、少し前文が長いのではないかと。そして本当に言いたいところ、これをつくるに当たっての気持ちを伝えられればいいのかということ、4と5のところをというふうな指摘をさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

日沖座長 他に何かございませんか。ちょっと私1点だけ、ご指摘いただいた中でちょっと思いつく部分がありまして、この安全・安心の確保に関する措置についてのご指摘の中で、読んでいくと、この対象が農林水産物に特化している印象を受けるというご指摘をいただきました。実は、我々もこれ骨子案つくってくる経過の中で、まさに私たちもつくってきたらそういう感じになるんで、それを何とか食品全般、全部なんですよと、払拭するような方向に来ておるんですが、なかなかやっぱりすべてを規定しようと思うと、農林水産物の部分で上位法でちょっと穴があるとか、条例でぜひ補足しておくべきだなという部分が出てきまして、そうになってしまったんですけども、まさに私たちもそういうふうにとられないように、それを払拭したいんですけども、私たちも実はそのへんそういうふうにとられてはということで、色々悩んでおるところです。

舟橋委員 条例をつくる時に食品衛生法については書いてあることは書くなとか、JAS法に書いてあるから、もう書くな、そういうふうにどんどん削いでいくと結局こうなっちゃう。それで、これじゃ偏っていたり、思いが伝わらないじゃないかというところで、じゃその条例という言葉の内容にはなじまないものを思いとして前文へ持ってきたわけです。だから、前文がどうしても重くなってしまうというところは、そういう経過もあったということは理解してほしい。その中の言葉遣いや何かでご指摘をいただきましたが、それはまた検討するとして、ちょっとそういう経過だけのご理解ください。ですから、食品衛生法に基づいてどうのこうのって、同じことを書けば全部を網羅するんですけども、その分は国で規定されているので、おまえらわざわざ書かなくてもいいというのが一つのルールでございますので。

日沖座長 はい、どうぞ。

藤田委員 1番の県の軸足が消費者なのか生産振興なのか分かりづらい、修正の必要があるというこの意味でございますが、私農業をずっとやっていた男でございます、本当に安全・安心な食品をやっぱり県民に供給する責務があるというこ

とを常々申し上げ、色々な話をしてくれておるんですが、今回の条例の中にそういう立場で、ぜひとも消費者の方と生産者のつながりを深めていかないと、この問題は解決しないという立場なんです。そういう意味であまりにも規制の部分が、これはだめ、あれはだめというのが前面に出たんでは、やっぱりそのつながりを深めていくという点ではまずいんではないかという思いがあって、あえて生産振興、要は安全・安心なものを県内で作りながら、それを県民に供給していくというのが県内の農業者の責務だろうという思いがあって、部分的に入れていただいたんですが、これは生産振興を入れるとまずいと、こういう意味なんでしょうか。そのへんのところもっと明確にしろという意味なんでしょうか。

日沖座長 はい、どうぞお願いします。

連合会 生産振興というのは非常に大切なことですし、生産者の保護も私たちも非常に大事なことだと思っております。地産地消の取組も、例えばコープみえでは、ここ何年間か地産地消のフェスタということで、事業者さん、生産者さん、あと消費者集めて色々お話し合いもしております。そのへんというのは絶対大事な部分ですけども、今はやはり消費者としての食の安全がまず第一にさせていただきたいという、身勝手かもしれないけれども、まずそれがあってこそその生産者ではないかと。

食の安全をきっちりした上でのことで、例えば生産者の保護、私が危惧するのは回収とか風評被害のその部分で立ち直れなくなったりするような事業者さんがでてきはしないかという部分を逆に心配しております。ですから、県も消費者も、生産者、事業者を育てていく、一緒になって育てていく、大事な食を支える方々を育てていく、切り捨てるのではなくてという部分を織り込んでいただいた考え方というのであれば、非常に受け入れやすいんですけども、まずあまりに前面に消費者保護ということを出すよりも、何となく振興というものが入ってしまっているので、そういうふうになんか言わせていただいたわけですので、考え方としては皆さんと同じだと思います。

日沖座長 よろしいですか。他に何かございませんか。もう時間も迫ってまいりましたんですが、委員のほうからもよろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。大変貴重で、また各章、各項にわたって細かく的確にご指導いただきました。我々も、なかなか条例というデリケートなものを試行錯誤しながら作成しておりますので、いただいたご意見、ご指示、すべて織り込んでということが出来るかどうか、ちょっと今の段階であれですけども、ぜひすべてごもっともなご示唆いただきましたので、大いに参考にさせていただいて、また案の作成に向けて取り組んでまいりますので、引き続きご指導いただきたいというふうに思っております。

大変今日はお忙しい中、このように快くご協力、ご参加いただきまして、ありがとうございました。

以上